

特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準

- 1 居宅介護支援事業所が所在する日常生活圏域において、サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満である場合

※日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項第1号の規定により立川市が介護保険事業計画において定める区域で、以下の通りである。

日常生活圏域	町名
南部西地区	・富士見町 ・柴崎町
南部東地区	・錦町 ・羽衣町
中部地区	・曙町 ・高松町 ・緑町
北部東地区	・栄町 ・若葉町
北部中地区	・幸町 ・柏町 ・泉町 ・砂川町
北部西地区	・上砂町 ・一番町 ・西砂町

- 2 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- 3 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が1月当たり平均10件以下の場合
- 4 東京都福祉サービス第三者評価を受審して公表に同意した場合
 - (1) 対象となる事業所は、居宅介護支援事業所からの紹介率が80%を超えた法人のサービス事業所で、居宅サービス計画に最も多く位置付けられた事業所とする。
 - (2) 東京都福祉サービス第三者評価の有効期間は、評価実施期間最終日（福祉サービス第三者評価結果報告書における事業者の同意日）を起算日とし、起算日が属する判定期間から6期分とする。
 - (3) 評価結果が次の条件を満たす場合に限る。
 - (ア) 「標準の評価」を選択した事業者は、【別表】の①の欄に掲げる評価結果であること。
 - (イ) 「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を選択した事業者は、【別表】の①及び②の欄に掲げる評価結果であること。
- 5 判定期間中に休止・廃止をした場合
※ 休止について、当該判定期間中に暦月で1月以上の期間休止した場合に限り、当該判定期間中に再開した場合は除く。

【別 表】

評価項目 対象事業所	① サービス項目《6-1～6》		② 利用者保護に関する項目	
	評 価 項目数	評 価	評 価 項目数	評 価
訪問介護	16	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態	2	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態
通所介護	22 (注1)	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態	2	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態
福祉用具貸与	15	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態	2	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態
地域密着型 通所介護	18 (注1)	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態	2	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態

(注1) 入浴介助体制がない事業所については、これを除いた項目とする。